

議案第 47 号

水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 3 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例

水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 41 年板橋区条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「8, 800 円」を「8, 900 円」に改め、同条第 3 項中「原因がある」を「原因である」に、「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改める。

付則第 3 条の 4 第 5 項第 2 号及び第 6 項並びに第 4 条第 7 項第 2 号及び第 8 項中「100 分の 5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 新条例第 5 条第 2 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障がい補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日

までの間において、この条例による改正前の水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例第5条第2項の規定に基づき支払われた損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたもの及び適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等で適用日から施行日の前日までの間に係る分について支給すべきものに限る。）は、新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

（提案理由）

損害補償の算定の基礎となる額及び障がい補償年金前払一時金等が支給された場合における障がい補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。